教私第２６４４号

令和元年１０月２３日

各私立高・中等教育学校設置者　様

各私立専修学校・関係私立各種学校設置者　　様

大阪府教育庁私学課長

被災生徒への修学支援に係る事務の取扱いについて（通知）

　日頃から、私立高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な執行にご協力いただき、ありがとうございます。

標記について、文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム、高等教育局学生・留学生課及び高等教育局私学部私学助成課から下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

＜高等学校等就学支援金等及び高校生等奨学給付金について＞

○ 申請期限に間に合わない場合

被災により市町村が課税証明書等（納税通知書、生活保護受給証明書等を含む。）を発行できないなど、保護者等の課税証明書等の取得の遅れによって、申請書の提出期限に間に合わない場合には、申請書のみを先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）ことが可能です。

○ 保護者等が亡くなった場合

保護者等の変更について届出が必要となりますが、その際、生徒等の心情への配慮や、個別の事情に応じて、生徒等の意思を確認した上で、学校が生徒等の代わりに作成・提出していただくことは可能です。

○ 授業料の徴収における配慮について

授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間、猶予するなど、被災した生徒・保護者等の負担にも十分に配慮するようお願いします。

○ 生徒等の心情への配慮について

　被災した生徒等の申請事務手続においても、生徒等の心情への配慮をお願いします。

＜高等教育の修学支援新制度による授業料等減免及び給付型奨学金について＞

高等教育の修学支援新制度（令和２年４月開始予定）においても、家計が急変し修学が困難となった学生に対して、授業料等の減免及び給付型奨学金の支給による支援があることを、進路指導の場面等を活用して被災した高校生等に周知するようお願いします。

（参考資料）

令和元年１０月１５日付け事務連絡「台風１９号により被災した児童生徒等への修学支援に係る事務の取扱いについて」

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

電話 ０６－６２１０－９２７５

総務・専各振興グループ

　　電話 ０６－６２１０－９２７２